

大田区諮問第 111 号答申

1 審査会の結論

大田区教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 10 月 17 日付け 4 教
教発第〇〇号により行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、
適法である。

2 請求対象情報

請求対象情報は、令和 2、3、4 各年の 3 月、4 月の区立中学校における通学
証明書発行に係る乗車区間のわかる台帳等（ただし、生徒名については開示の必
要はない。）である。

3 審査の経過

令和 5 年 1 月 23 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。
2 月 20 日 審査した。

4 事実の経過

審査請求人は、令和 4 年 9 月 5 日、大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51
号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、上記 2 記載の文書について開示請求
を行った。実施機関は、同年 10 月 17 日、上記文書中、発行日、生徒の氏名、通
学区間等については、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別さ
れ得ることを理由として、条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づき開示しないものとし、
その余の請求された文書について公文書部分開示決定をした（本件処分）。

審査請求人は、同年 10 月 25 日、本件処分のうち「通学区間を非開示とする処
分を取り消す」との裁決を求めて審査請求を行った。

5 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

本件開示請求の理由は、大田区立中学校における区域外通学の実態を調査し、
越境入学の不正横行を調査するためであり、そのためには、通学区間の開示が不

可欠である。そして、学年も氏名も非開示で通学区間を開示して個人が識別される、との理由は合理性を欠く。

実施機関は、通学区間を開示することによって、開示された生徒の居所の範囲が判明し、学年や氏名が非開示であったとしても、別の情報と照らし合わせることで、特定の個人が識別され、又は識別され得ると述べるが、審査請求人が入手し得るものにはそのような情報は存在しない。

6 実施機関の弁明の要旨

通学区間を開示することによって、開示された生徒の居所の範囲が判明し、学年や氏名が非開示であったとしても、別の情報と照らし合わせることで、特定の個人が識別され、又は識別され得るため、条例第 9 条第 2 項第 1 号本文に該当する。

7 審査会の判断

条例第 9 条第 2 項第 1 号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」でア乃至ウを除く情報については、「開示しないことができる」とするので、審査請求人が求める「通学区間」がこれにあたるかが問題となる。

一つの学校で通学証明書を申請する生徒は、多くとも 25 名程度であり、学校によっては数名である。中学校にはそれぞれ公知の制服があり、そうした生徒の通学経路が開示されれば、特にバス停の場合など住所の特定につながり、特定の個人の識別につながりかねない。

また、区立中学校に交通機関を使って通う生徒の中には、学びを継続すべくフリースクールに通うために通学定期を申請する者（フリースクールに通っていることを知られたくない者がいることには配慮が必要である）や、DVを逃れて転居した者で、子どもを従前と同じ学校に通わせながら住所を秘匿している者がいる場合もある。情報公開制度が多くの人に開かれている（条例第 5 条）ことを考慮すれば、特定の個人の識別につながるような情報開示には慎重でなければならない。

以上から、実施機関が行った本件処分に違法又は不当な点はなく適法であるから、審査会は前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板 垣 勝 彦

委員 黒 野 徳 弥

委員 浦 岡 由美子